議長（志村　忠昭）

　そしたら一般質問に移ります。

13番、門瀧雄君。

議員（門　瀧雄）

　皆さん、こんにちは。13番、門瀧雄です。

9月議会にあたりまして、一般質問をさせていただきます。

2件ほどさせていただきます。

まず、第1点目、未集金についてお伺いいたします。

多度津町の決算状況をみますと、多度津町の収入未収金がどこの課にも相当あるようですが、今後どのようにして回収しますかお伺いいたします。

先日私のところに、一住民が納税について尋ねてきました。

中讃（租税債権管理機構）が、私の生命保険を解約し、税金を差引きして、残った残金を取りに来るようにと連絡がありましたが、この税金は私の父が払ってくれる事になっているので、なぜこの様な手続きをしたのかと、税務課の職員に申し出ておりました。

その後の話は聞いておりませんが、その事についての対応が相手に十分に伝わっていないかと思われます。

その状況について、またお知らせ願いたいと思います。

次に、住宅の家賃の滞納者についてお伺いいたします。

家賃の滞納者につきましては、先の総務委員会において、町長に私が質問致しましたが、その後の状況についてどの様に取り組んでおりますかお伺いいたします。

税金なら差し押さえや、不能欠損も出来ると思いますが、家賃についてはその様なことができないかと思われます。

町当局としてどの様に取り組んでおられますかお伺いいたします。

続いて2点目、多度津町内の小学校・幼稚園へのエアコン設置についてお伺い致します。

近年の夏には、日中35度位の温度が上がり、学校・幼稚園の授業も過ごしにくい日が続いたことと思います。

来年に新しく出来る中学校や、他の市町については、ほとんどエアコンは設置出来ているようですが、多度津町も考えてみてはどうでしょうか、お伺いいたします。

以上、終わります。

町長（丸尾　幸雄）

　門瀧雄議員のご質問のうち「町営住宅の家賃滞納について」お答えをしてまいります。

町営住宅の家賃滞納者が多く金額も多額にのぼっているのが現状です。
主に低所得者が利用されていることもあり、これまでは税金滞納者のようにシビアな対応は取っていませんでしたが、これからは、催促回数を増やしたり分納することを勧告していこうと考えております。
その中でも悪質だと思われる人に対しましては、法的手段による強制執行も視野に入れて、強く納入促進に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては、教育長をはじめ各担当課長より答弁をして参りますので、よろしくお願いを致します。

住民課長（矢野　修司）

失礼いたします。
門議員ご質問の1点目「未集金について」のうちの2番目「住宅の家賃の滞納者に対する取り組み」について、答弁を申し上げます。
はじめに、町営住宅の家賃滞納者に対する処分については、議員ご指摘のとおり、税のように差押や競売等により強制的に回収する権利を持たないため、いざ滞納処分を実施しようと裁判所への法的手段により効果的な債権回収手段を取らざるを得ないというふうに考えております。
さて、当町の町営住宅家賃滞納に対する取組方針についてでございますが、本年、執行部の中で各課が取り組むべき重点課題についての協議を順次実施した中で、住民課といたしましてはこの「家賃滞納の解消に向けた取り組み」をその一つとして提案させていただき、町長をはじめとする三役及び関係課長において共通認識と共通理解を得られたところであり、その内容は、適切な督促・催告を実施するとともに、止むを得ないと思われる特別に考慮すべき事情が存在しない、いわゆる「悪質滞納者」と判断される入居者に対しましては、法的手続きも辞さない厳しい対応で臨んでいくというものであります。
その後実際に行った対応でございますが、複数の高額滞納者に対しまして個別面談の呼出状を送付し、その内の数名に対し「滞納の現状に対する認識」と「それを理由とした退去」それを前提といたしまして面談を行いました。
その結果、どうしても引き続き入居を希望する滞納者につきましては、実現可能で確実な返済計画を盛り込んだ誓約書を提出させるとともに、やむなく退去の申出のあった滞納者についても同様の誓約書を提出させ今後の返済について確約を取ったところでございます。
福祉施策の一環という側面も持つこの公営住宅という制度の趣旨をしっかりと理解することと併せまして滞納者のそれぞれの生活状況にも十分配慮しつつ、今後も今回と同様のアプローチを引き続き実施することで、「滞納額の順次縮小」はもちろんのことでありますが、それにも増して「これ以上滞納額を増やさない」という最重要課題を実現できますよう、悪質滞納者だけでなくそ

れ以外の小額滞納者に対しましても毎月の督促そして催告を確実かつ適切に実施してまいりたく考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

税務課長（中川　隆弘）

門議員ご質問の、1点目「未収金対策について」のうち、税に関する部分についてお答えを申し上げます。

町税は本来、納期内に自主的に納付することが原則となっております。

しかし、納税者が定められた納期限までに納付しない場合は、地方税法の規定によりまして、納期限後20日以内に督促状を発送いたします。それでも納付のない場合は、法令の規定はございませんが、催告状を発送し自主的な納付勧奨を行っているところでございます。

また、平成21年度からは、税務課管理係に嘱託職員2名を配置し、督促、催告を行っても納付のない者に対し、町独自の催告通知や電話催告等によるきめ細やかな納税相談を実施するなどし、少しずつ成果の見えてきたところでございます。

特に平成25年度からは、口座振替推進キャンペーンの実施や新規滞納者へ対し早めの催告通知を行うなど、初期滞納の徹底した抑制と、滞納の長期化防止に努めているところでございます。

しかしながら、どうしても年度内に納付されない滞納繰越分については、計画的に分納誓約が履行されている者等を除き、より効率的で厳正な滞納整理の促進を図るために、債権回収の専門的組織である中讃広域租税債権管理機構に債権の移管手続きを行っているところでございます。

機構では、その専門的知識やノウハウを活かしながら、再三の催告に応じない者、累積滞納者、また納付誓約不履行の者など、滞納者個々の具体的状況を的確に判断しながら、国税徴収法等関係法令の規定に基づき、財産調査や所得調査を行い、差し押さえや公売など、適時・適切な滞納処分の執行がなされているところでございます。

また、一方で滞納者の資力の喪失や所在の不明等、将来において町税を徴収できる見込みのない場合は、地方税法の規定に基づき、速やかに滞納処分の執行停止や不能欠損を行うなど、滞納額の縮減を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、町税につきましては、まずは納期内納付、自主納付の意識高揚を徹底し、納期内に納付している多くの町民の皆様に不公平が生じないよう、関係機関との連携を密にしながら、法令に基づいた効果的・効率的な滞納整理業務を推進し、より一層の収納率・収納額の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

上下水道課長（河田　数明）

　門議員ご質問の、1点目「未収金について」の内、上下水道料金について答弁をさせていただきます。

上下水道料金滞納者に対しまして、現在行っている滞納整理業務につきましては、平成25年度実績を例にしますと、督促状等を毎月約900名に発送し、催告書を年4回、3ヶ月毎に約1,020名に発送しております。

また、上水道と下水道を合わせた料金が、5万円以上10万円未満の方に対しましては、停水予告書を送付し、10万円以上の方に対しましては、停水予告の為に二人一組で訪問し、滞納理由の聞取りや、支払い方法などの相談をし、料金の支払いを促しております。

さらに、催告及び停水予告に対して反応の無い方には、職権停水を行ったところ、分納などの誓約や料金の納入がございました。

これらにより滞納者から、上水道料金につきましては約1,300万円、下水道料金につきましては約130万円の納付がありました。

尚、転出した滞納者に対しましても、納入を促す電話や納付書送付を随時行っております。

しかしながら、住民票を置かないで居住し、その後転出した場合や、転居を繰り返し所在不明になっている場合、また本人が死亡しており、家族もいない場合など、徴収が実質的に不可能なケースもあることから、上水道料金につきましては、毎年、十分に精査した上で、年度末を目途に不納欠損処理を行い、未収金額の適正な管理に努めております。

また、下水道料金につきましても、本年度から上水道の資料などを確認の上、不良債権であるものについては、年度末を目途に不納欠損処理を行いたいと考えております。

今後も現在の滞納整理の取り組みを継続しつつ、住民要望の強い、コンビニでの納入など新しい納入方法も視野に入れて、未収の解消に努め、財政の健全化を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾　勝）

　門議員の「町内の小学校、幼稚園のエアコン設置」についてのご質問にお答えします。

「町の方針・考え」については6月議会でもお答えしましたが、幼稚園・小学校は災害時の住民避難先ともなっていること、児童生徒の健康保持を図る上で、教育課の重点施策の一つとして、幼稚園・小学校への空調施設について検討しております。

その結果として、全園児が集え、また緊急時に保健室的な役割も果たす幼稚園

の遊戯室への設置を、来年度より順次、進めていきたいというふうに考えております。
小学校につきましては、予算や町内の4小学校の教育環境における特徴も勘案しながら、「児童の健康・体力づくり」と「快適な教育環境」の在り方やその関係性について真摯に探る中で検討してまいりたいと考えております。
以上門議員のご質問に対しては、以上のように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせて頂きます。

議長（志村　忠昭）

　以上で、門議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、門議員、再質問があればお受けいたします。

議員（門　瀧雄）

　不納欠損処分についてですねお伺いしたいと思います。
不納欠損処分をすると税金はもう取れませんが、その金額が相当あるんで中にはこれ取れるんじゃないかなというような疑問もあるんですが、例えば軽自動車税がですね、47万円ですか、今度不納欠損するのは。
現実にまだ自動車、これ走っておるんじゃないかなというような感じがするんですが、徹底的な処理は執行部の方でしておると思いますが、そういうことはないだろうと思いますがいかがですか。
それと固定資産税を不納欠損処分するということは、固定資産の不納欠損処分どういうことかなとつい疑問を持つのですが、取れないということで相続とかそういうふうなんでそのまま取れないんじゃないかなと思うんですが、例えば催告状再々出すとかいうようなことで、即不納欠損に落とすんではないが、権利を残すというふうな部分もあってええんじゃないかなというような気がするんですね。
そういうことはどういうことかと言いますと、当然払わないかん税金が払わないというんで得をする人ができる、不公平ができるんじゃないかなと思います。
それとですね、町営住宅のは、厳しいに徴収するという意向を聞いたんで安心したんですが、今から10年ぐらいですか、人の名前言うと役場の職員で優秀な人ですけども、年内大方100％の徴収しておった人がおるんですね。
ええことやから名前言うてもええんかなと思うんですけども、その当時の高畠くんやったと思うんですが、実績が相当優秀な実績で町営住宅を徴収しておったという話を、僕が聞いとんですけども、それは人間、得意不得意、専門的なところがあるんで、その徴収は上手なかったんかも分かりませんけども、そういう面でですね、我々は職員を入れ替えはできませんけども、町長の裁量でですね、そういうようなことも考えてしてくれたらありがたいんじゃないかなと

思います。
そういうことで、どのように考えておるかお願いいたします。
税務課長（中川　隆弘）
　門議員の再質問にお答えをいたします。
不納欠損についてのご質問だと思いますが、不納欠損を行うということは町の債権を放棄するということでありまして、少ないことに越したことはないと考えております。
しかしながら、先程答弁でも申しましたように、財産調査、これは国税徴収法等の関係法令にのっとりまして徹底した財産調査や所得調査を行いまして、はっきりしたものにつきましては当然滞納処分をかけていくというふうにしないと不公平になっていくと思います。
ただどうしてもそういう財産調査を行った結果、結果として財産がない場合でありますとか、死亡している場合であるとか、例えば先程固定資産税のことを申されましたが、例えば法人が倒産をしてしまいますと、もう銀行とか様々な債権がありまして、なかなか税の方まで配当が回ってきません。
そういうときには、いくら待っても入ってこないというような状況にもなりますし、また、最後に不納欠損行なわないことによりまして、最終的に生活を脅かすようになってもなりませんし、そこらあたりを地方税法の規定にのっとりまして、適切に判断しながら5年の時効でありますとか、執行停止を3年かけまして、そこから不納欠損をしていくとか、その辺りは関係法令等もまた関係機関と連携を密接にしながら、不納欠損をしているところでございますので、そういうことでご理解を賜りたいと思います。
町長（丸尾　幸雄）
　門議員の再質問にお答えをしていきます。
今税金にしましても、それから町営住宅の家賃にしましても多度津町の住民の皆さん方の公平公正さを確保するという原則の中で、そういう皆さん方からは受益者負担の意味合いも込めていただいていくのが、当然だと思っています。
その為に私どもがしなければいけないのはまず、税金の場合は、税というのは納税の義務がありますので、これは国民の義務として必ずやっていただくということ。
また町営住宅の家賃にいたしましても、住民皆様方が公平な立場で公正に私どもはやっていかなきゃいけないので、滞納者には厳しくと言えば語弊があるかも分かりませんが、出来るだけ滞納がないように努めてまいります。
ご理解賜りますようにお願いいたします。
議長（志村　忠昭）

　門議員、いいですか。
以上を持ちまして、これをもって13番、門議員の質問を終わります。